

令和5年度「一般建築物石綿含有建材調査者講習」のご案内

(一社)青森県労働基準協会

法令の改正により、建築物・工作物等の解体工事や改修工事（リフォームや各種修繕、定期改修を含みます。）を行う場合には、すべての工事について、石綿の有無を確認するための事前調査を実施して、その記録を保存することが義務となっております。（令和3年4月～）

また、一定規模以上の工事については、労働基準監督署等への事前調査の結果の届出が義務となっております。（令和4年4月～）この届出には、工事の概要、事前調査した者の氏名、石綿作業主任者の氏名などの記載が必要となります。令和5年10月1日以降は、一定の資格（一般建築物石綿含有建材調査者など）を持った者が事前調査を行う必要があります。

当協会では、青森労働局の登録を受け、青森県内の各労働基準協会と協力して、県内各地で、下記のとおり「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を開催しますので、計画的に受講くださいますようお願い申し上げます。

※ 講習日程等

令和5年度	開催日	実施場所	協力労働基準協会 (電話予約・申込先)
第1回	4月20日(木)～ 4月21日(金)	青森市大字野木字野尻37-498 青森総合流通団地共同会館	青森地区労働基準協会
第2回	6月1日(木)～ 6月2日(金)	八戸市柏崎1-6-6 八戸プラザホテル	八戸地方労働基準協会
第3回	7月12日(水)～ 7月13日(木)	弘前市神田4丁目6-3 弘前電気工事業協同組合	弘前地区労働基準協会 黒石地区労働基準協会
第4回	8月8日(火)～ 8月9日(水)	上北郡東北町字乙供58番地 青森原燃テクノロジーセンター	上北労働基準協会 下北地区労働基準協会
第5回	9月19日(火)～ 9月20日(水)	五所川原市唐笠柳藤巻495-3 西北労働基準協会	西北労働基準協会
第6回以降	未定		

※ 各講習の協力労働基準協会に、電話予約して、受講申込書を提出してください。

電話予約受付：講習日の2カ月前から

受講申込書受付：講習日の1カ月前から

※ 詳しい内容は、当協会のホームページに掲載する「受講のご案内」などをご覧ください。